

条例検討項目(対応措置)について

下線は6月11日以降に寄せられた県民の皆さんの意見(追加)です。

主な区分	検討会・審議会・県民からの意見	県民計画で条例化、義務化、課税が謳われている項目	他都県市の条例項目	
産業部門	事業主に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等 (運輸部門・民生部門を含む)	・産業部門と協定を結んで目標達成を促す ・大規模事業所、一定従業員規模、一定面積規模以上の施設に対する温暖化防止計画の策定義務付け(公共施設も含む) ・事業所に、環境問題を推進するための担当者を置き、常に成果について把握し報告する	・一定規模以上の事業所に対して、温室効果ガス排出量の把握と公表を義務付ける制度を確立する	燃料及び熱又は電気を一定量以上使用している事業者等による、CO ₂ の排出量削減のための計画書の作成・提出 燃料及び熱又は電気を一定量以上使用している事業者等による、CO ₂ の排出量及び削減のために講じた措置等の状況の報告 上記 計画・報告等の公表
	その他		フロン類を使用する機器の整備・修理時における大気中への排出防止のための措置 二酸化炭素等を相当程度多量に排出する工場の設置や事業を行おうとする際の届出(温暖化アセス制度)	
運輸部門	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	・企業のマイカー相乗り通勤 ・マイカー通勤実態と排出量の把握	・一定台数以上の大口自動車保有者に対して自動車使用合理化計画の策定・提出を義務化	一定台数以上の自動車を使用する事業者等による温暖化対策計画等の作成 一定台数以上の自動車を使用する事業者等による計画の実施状況の報告 上記 計画・報告等の公表
	駐車場等でアイドリング・ストップの表示			駐車場等の管理者等による駐車時におけるアイドリング・ストップの周知 一定規模以上の駐車場等の管理者等による駐車時におけるアイドリング・ストップの周知
	その他	・アイドリング・ストップの義務化		自動車等を運転する者に対する、駐車等する時におけるアイドリング・ストップの実施
				自動車等を購入・使用しようとする者の低公害車等の購入
				自動車等販売者による、販売店における環境情報の備え付け及び購入しようとする者に対する説明
				自動車等の効率的な利用、公共交通機関の利用等による、自動車等の使用抑制
		・公共交通対策税の上乗せや、駐車場に課税し公共交通事業者等に補助する ・自動車用ガソリンに環境税をかける ・マイカー通勤を制限するためのマイカー通勤税の導入	・環境に負荷を与える交通利用に対して課税し、必要な環境保全策を実施する(自然公園利用税の検討) ・自動車税制のグリーン化の強化検討等	
		・環境教育の中に子供向けのマイカーに関するプログラムの設定		
		・公共交通の市町村営化 ・電車・バスの数を多くして車がなくても生活できるようにする		
		・自転車道の長野モデル化 ・自転車を利用しやすい街づくりを推進 ・自動車メーカーと県による委員会を設置し、定期的に意見交換やメーカーへの要望などが伝えられる場を作る		
民生部門	家電製品の省エネルギー関連	・省エネルギー家電販売店への表示	(省エネラベリングの導入)	エアコン等を一定量以上販売する者による、販売店における省エネルギー性能等の表示(省エネラベル) エアコン等を販売する者による、販売店における購入希望者に対する省エネルギー性能等についての説明
	建築物関係			・トップランナー機器と比較し、省エネ性能で劣る機器や電気暖房機器に対して販売時に課徴金を付加したり、電気料金に省エネ課徴金を課すなどとして、省エネ省電力基金を創設する
		・電機メーカーと県による委員会を設置し、定期的に意見交換やメーカーへの要望などが伝えられる場を作る		
		・大規模なマンションは断熱材など構造上見合ったものを義務付け、配慮事項の届出、計画書の提出を義務付け ・住宅等の建設に際しては、温暖化対策など環境に配慮したものになっているかチェックし、施工者に協力理解を求める。建設事業者には、設計上配慮するためのマニュアルを配布・周知する ・行政機関、公共機関、企業、銀行、スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、美容院、公共運送機関に夏のエアコンの温度を28℃に義務化		一定規模以上のマンションの販売広告へのマンション環境性能の表示及び購入希望者への説明 一定規模以上の建築物を新築等する際における建築物環境計画書等の作成・提出
24時間営業関係	・24時間営業店舗に環境対策(計画)を提出させる ・24時間営業に対し環境税のようなものを課税することによる経済的に成立しない店舗が撤退しやすくする ・コンビニは夜10時までの営業とする ・24時間スーパーの全廃(24時間スーパーからの環境税の徴収検討)	・CO ₂ 排出量の増大を招く24時間型営業を見直し、その営業時間を短縮する ・24時間型営業店舗への課徴金制度の検討		
自動販売機	・自動販売機(たばこ・ジュース)をすべてなくす			

下線は6月11日以降に寄せられた県民の皆さんの意見です。

主な区分	検討会・審議会・県民からの意見	県民計画で条例化、義務化、課税が謳われている項目	他都県市の条例項目
自然エネルギー関連	・供給電力の一定割合を地場産再生可能エネルギーとしていくための方策 ・電力供給側に対して代替エネルギー、自然エネルギーを用いた発電を義務付け	・地場産再生可能電力の供給目標を義務付け ・太陽光発電施設を設置した場合の、電力会社による一定割合の買い取り義務付け	電気事業者によるエネルギー環境計画書の作成・提出・公表及び状況の報告・公表(自然エネルギー活用電力の供給目標の設定等)
	・公的機関は、率先して自然エネルギーの活用に努める ・自然エネルギーを最大限活用するため、公共用地等や河川等の活用ができるように努める ・自然エネルギー活用施設の普及を図るため、低価格で効率のよい製品の開発に対する支援と、業者(異業種)間の情報の共有、技術協力などに努める ・市町村単位で、自然エネルギー活用状況を公表する。太陽光・水力・風力の活用の他、ハイブリッドカーの導入や焼却ごみの排出状況など		
	・太陽光発電の設置支援 ・自然エネルギーの普及に尽力したことを評価して、税制上の措置を含め助成策を講ずる		
森林資源関連	・切り捨て間伐材の場所などの情報を広く周知し、欲しい人に取りに来てもらうなどの木材の有効利用 ・二酸化炭素の森林吸収に関する研究に対する支援、県独自の研究	・住宅資材として県産材を活用できるように需要構造を転換するための外材への税の検討	
民生部門 廃棄物・省資源関連	・住宅について、取り壊す前に欲しい人が利用できるような猶予期間の義務付け		
	・レジ袋の有料化 ・トレーが生産地から商品としてくる場合、経営元に課税 ・紙パック類はすべてなくし、リユースびんにする ・市町村に公共のリサイクルショップをおく ・自転車の修理技術者を養成する	・グリーン購入がインセンティブとなる税について検討	
ヒートアイランド対策・都市緑化	・都市部のヒートアイランド対策 ・3階建以上のオフィスビル、集合住宅及び平屋建以上のスーパー、工場、ショッピングセンターなどの大型店舗の屋上の緑地化を義務づける ・県内の道路の舗装をすべて「遮熱性舗装」とする ・日没後の主要道路への散水	・開発行為に対する一定割合での緑化義務付けの拡大 ・一定規模以上の建築物に緑化の義務付け	
教育関連	・住民に対し、様々な機会をとらえて教育・学習に努める ・県による県民への啓蒙及び学校教育への取り入れの義務化		
観光旅行者			観光旅行者等の市、事業者、市民及び環境保全団体が実施する地球温暖化対策への協力
有機物循環システム	・地場農産物の優遇(販売する農産物の産地までの距離に応じて税金をかける) ・地産・地消の食料自給率の向上を促進する ・有機資源利活用の促進施策を明確に打出す ・有機資源を棄てず燃やさず活用することを多様に出現させる ・子供たちに農作業手伝いの総合学習や農作業実習を通して情操教育や農産物育成の実体験などを奨励 ・畜産の未利用資源や木質系資源を家畜飼料として利活用 ・過疎地域への補助施策としてCO2取引による過疎地域支援が重要 ・地球を考える事は地域を考えることと同義語であることから、県のいうコモンズを具体的に動機付けとして条例に盛り込む必要がある		
公共事業	・ハード(工事)は二酸化炭素増加の原因と考えることから、ソフトに予算を使用しやすい環境を整えるのが県の役割		
その他	・一定の地域がまとまって実施するようなケースについては、低利資金制度など支援策を設ける		
	・施策を推進するための財源確保に努める。森林保全のための水源税の創設など ・条例に違反した場合に徴収した罰金はすべて温暖化防止対策に充てる		
	・罰則ではなく、実施努力している事業者・個人を模範とし公表する		
	・義務教育の課程で、地球温暖化など環境問題について学習を深める ・県による県民への啓蒙及び学校教育への取り入れの義務化		
	・県市町村は、施策を推進するため、推進員を一定数養成確保する		
	・経済活動や経済効率よりも、温暖化防止のための活動を最優先する条文を入れる ・廃棄物を焼却することにより大量の二酸化炭素が放出されていると考えていることから、廃棄物条例については是非積極的に推進		